魚沼市立小出病院セントラルモニタ送信機購入　仕様書

１．構成機器及び数量

送信機　７台

（詳細は「６．調達機器構成表」のとおり）

２．設置場所

魚沼市立小出病院　各病棟

３．履行期間

90 日間

４．送信機に関しての性能、機能などに関する要件

下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

４－１　ハード構成に関しては以下の要件を満たすこと。

４－１－１　患者に携帯させることを考慮し幅 64.5×高さ 97.5×奥行き 30ｍｍ以下であること。

４－１－２　患者の急変に対してセントラルモニタ、医用テレメータに告知できる呼び出しキーを有していること。

４－１－３　本体に 20.1×20.1㎜ のカラー有機 EL ディスプレイを有していること。

４－１－４　国際電気標準会議(IEC60601-2)に適合した対除細動対策がなされていること。

４－１－５　単 3 乾電池 2 本により ECG 連続測定において連続約 8 日間以上の駆動が可能であること。

４－１－６　単 3 乾電池 2 本により ECG・Sp02 連続測定において連続約 5 日間以上の駆動が可能であること。

４－１－７　ECG 測定のみ・Sp02 測定のみの使用ができること。

４－２　測定項目に関しては以下の要件を満たすこと。

４－２－１　以下の項目の測定が可能であること。心電図/呼吸/経皮的動脈血酸素飽和度

４－２－２　心電図測定に関して、2/3 電極の使用が可能であること。

４－２－３　経皮的動脈血酸素飽和度測定プローブはリユーザブルタイプ、ディスポタイプのどちらも使用できること

４－２－４　リユーザブルセンサのセンサ部は、薬液などに汚れても水洗い/浸漬消毒できる防水構造であること。

４－３　　カラー有機 EL 表示に関しては以下の要件を満たすこと。

４－３－１　心電図測定時に、心電図波形の表示が可能であること。

４－３－２　経皮的動脈血酸素飽和度測定時に、脈波波形、経皮的動脈血酸素飽和度、脈波の状態を表すバーグラフの表示が可能であること。

４－３－３　チャネル、電池残量などの表示が可能であること。

４－３－４　電極確認、プローブ確認、バッテリ消耗などのメッセージ表示が可能であること。

４－３－５　患者のストレスを軽減するため、自動または手動にて画面を消灯する機能を有すること。

４－４　　通信に関しては以下の要件を満たすこと。

４－４－１　通信は電波法に定められた小電力医用テレメータに準拠していること。

４－４－２　電波法に定められた電波帯の有効活用を考慮しA型を採用していること。

４－４－３　外来ノイズに対する対策、情報の品質を高く保つためデジタル伝送方式を採用していること。

４－４－４　電極の交換時などでアラームの発生が予想される場合に、あらかじめ受信モニタで発生するアラームを一時的に中断する機能を有する事。

４－４－５　既に入床している患者さんが、検査などで一時的に退室し測定データを受信モニタに送信できなくなる場合に受信モニタでモニタリングを中断する機能を有する事。

４－５　　その他の機能、性能に関しては以下の要件を満たすこと。

４－５－１　以下の状態を音により確認できること。　電源投入時／呼び出しキー押下時／電池切れ

４－５－２　送信チャネルを変更することが可能であること。

４－５－３　誤操作を防ぐため操作キーロック機能があること。

４－５－４　IPX8の防水構造で消毒剤などに浸して清掃･消毒が可能であること(本体のみ)。

４－５－５　ニッケル水素電池使用できるように、オプションの非防水蓋を用意していること。オプションの非防水蓋は、薬事承認されいるものであること。

４－５－６　既存のセントラルモニタ（日本光電工業株式会社製）に送信し、バイタルデータの表示が可能であること。

４－５－７　既存のセントラルモニタとの接続費用が発生する場合は、見積書に含むこと。

５．性能・機能以外の要件

５－１　上記のほか、「７．納入等に関する諸要件」に基づき対応すること。

５－２　現在、小出病院にて使用中のセントラルモニタ(日本光電工業株式会社製)と接続できる機能を有すること。

６．調達機器構成表

No.	調達物品名	形式	メーカー	数量	備考
	送信機	ZS-630P	日本光電	７台	セントラルモニタと同一メーカーでないと接続できないため機種指定するもの
	【内訳】				
1	送信機	ZS-630P	日本光電	７台	
2	電極リード線　３電極	K911	日本光電	７本	
3	フィンガープローブ	P225F	日本光電	７本	
4	シリコンカバー	Y224	日本光電	７個	

７．納入等に関する諸要件

７－１　納入要件

７－１－１　機器及び付属品は、入札時点で製品化されていること。

７－１－２　納入・設置までに機器の仕様変更等がある場合は、その情報を発注者へ提供し、協議のうえ、最新の仕様で引き渡すこと。

７－１－３　発注者と協議のうえ、適切な地震対策を施すこと。

７－１－４　機器設置おいて、所轄保健所等関係諸官庁への申請・届出・協議の必要がある場合は、使用開始時期を見極め一連の諸検査・手続き全般の作業を行うこと。また、その費用は応札価格に含むこと。

７－１－５　機器搬入時、必要に応じて搬入経路の壁・床・天井面の養生を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。

７－１－６　機器搬入等に要する光熱水費等の負担については、発注者と協議すること。

７－１－７　機器搬入及び据付工事等で、過って病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い自己の負担において修復すること。

７－１－８　納入・設置についての費用は、応札価格に含めること。

７－２　保守点検体制

７－２－１　機器・付属品等の保証期間は検収後１ヵ年とし、保証期間内の点検・調整等は無償で行うこと。なお、期間終了前の点検・調整は必須とする。

７－２－２　必要な消耗品及び故障等の部品について、安定供給が確保されていること。

７－２－３　必要な消耗品、部品及び故障時等の対応について責任を持つこと。

７－２－４　新潟県内にメンテナンス拠点を持ち、メンテナンスサービス員が常駐していること。また、２４時間３６５日体制とし、夜間・早朝、休日・祝日を問わず、故障等の障害時には通報から３時間以内にメンテナンスサービス員が現場に到着し、修理・点検が行える体制を基本とすること。また、持帰り修理や、修理に時間を要する場合等は、必要に応じて代替機を準備すること。

７－３　教育体制

７－３－１　取扱説明書は日本語とし、発注者が要求する部数を用意すること。

７－３－２　病院関係職員に対して使用説明および訓練を実施し、安定・安全稼動に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。

７－３－３　病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、上記「７－４－２」が充分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。

７－３－４　機器稼動後一定期間は、発注者の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。
なお、期間は病院と協議すること。

７－３－５　安定運用となった後においても、発注者から機器使用指導等の依頼があった場合は、速やかに応じること。

７－４　その他

７－４－１　本仕様書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、発注者と協議し解決にあたること。

７－４－２　本仕様書に記載なき事項で発注者から追加要請があった場合は、発注者と協議し検討のうえ、対応すること。

７－４－３　落札者は、後日別途定める様式により、履行届、納入物品金額内訳書及び納入物品写真を提出すること。